

社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会 居宅介護支援 重要事項説明書

1. 居宅介護支援事業者 新宮市社会福祉協議会の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 新宮市社会福祉協議会
所在地	新宮市春日2-12 ふくろくビル2階
介護保険指定番号	3062390020
サービスを提供する地域	新宮市 ※左記地域以外の方でもご利用いただけます。

(2) 同事業所の職員体制

職員	常勤
介護支援専門員	1名

(3) 営業時間及び休業日

営業日	平日 午前8時30分～午後5時15分
休業日	土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日

2. 居宅介護支援のサービスの流れと主な内容

- (1) 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- (2) 居宅サービス計画の作成開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供し、契約者にサービスの選択を求めます。
- (3) 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。なお、居宅サービス計画を作成するにあたり、使用するアセスメント様式は「居宅サービスガイドライン方式」とします。
- (4) 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に位置付ける居宅サービス事業所の選定については、公正中立に配慮するために、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること、また、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくことを契約者及び家族等に対して説明します。そして契約者の同意を得た上で決定するものとします。
- (5) 介護支援専門員は、居宅介護支援（居宅サービス計画作成やこれに関わる相談、調整など）の提供に関する記録を作成し、これらを提供した日から5年間保管します。

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため、利用者の方の自己負担はありません。

○保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1か月につき要介護度に応じて金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、新宮市などの窓口に出すと、全額支払いを受けられます。

(2) 交通費

サービス提供する地域にお住まいの方は無料です。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用方法

居宅介護支援契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の方のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下されればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介致します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- 利用者の方が介護保険施設等に入所、若しくは遠方に転居した場合。
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要支援1、要支援2、非該当（自立）と認定された場合。※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- 利用者の方が亡くなられた場合。

④その他

- 利用者の方やご家族等が、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。
- 利用者の要介護認定区分が、要支援1若しくは要支援2となった場合は「予防給付」となりますので、当事業所での居宅サービス計画作成ができません。その場合は、各市町村に設置されている地域包括支援センターに引き継ぐこととなります。

5. 個人情報の保護

- ①当事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。
- ②当事業所は、介護支援専門員やその他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- ③当事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文章により得ます。

6. サービス内容に関する苦情

当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

《窓口》当事業所管理者
《電話》0735-21-2941

当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- (1) 《窓口》新宮市役所 健康長寿課 介護保険係
《電話》0735-23-3333
- (2) 《窓口》和歌山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
《電話》073-427-4662
- (3) 《窓口》和歌山県福祉サービス運営適正化委員会 介護保険課
《電話》073-435-5527

7. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をおこなうと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して、おこなった処置について記録します。
- (3) 利用者に対する指定居宅支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には賠償保障を速やかにおこないます。

8. 各サービスの利用状況

- (1) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は下記の通りです。

- ①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	60%	通所介護	30%
地域密着型通所介護	20%	福祉用具貸与	52%

- ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	社会福祉法人 新宮市社会福祉協 議会	46%	訪問介護事業所 みかん	16%	訪問介護 そよかぜ	10%
通所介護	悠 久	49%	デイサービス 楽らく	22%	デイサービス ひだまりいのさわ	11%
地域密着型通所介護	デイサービスセンター あんじゅ新宮店	65%	デイサービスセンター 熊野川園	20%	リハプライド 新宮	10%
福祉用具貸与	株式会社 カマハラ	57%	株式会社 大黒ヘルスケア サービス新宮店	44%		